

No.216
2019
4/17



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申第31号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れ

4月16日 第2回交渉 会社は時間外労働の縮減に向けて 適正な労働時間管理を行うべきだ！

西国分寺駅で発生した労働基準法第34条違反が発生した経過と原因、対策を明らかにすること

管理者は休憩を指示することを認識していたが、お客様対応により指示することができなかった。対策として管理者から休憩時間の変更は明確に時間を指示する。相手が認識しない指示行為は指示とは言えない。社員に休憩の重要性を教育していくことを営業系統の職場で共有を行った。



相手が認識しない指示行為は指示とは言えない！

豊田運輸区の時間外労働実績の増加原因と対策を明らかにすること
車掌の26時間拘束に対し、現場長の「こんな対応はこまんとある」発言や過去の「一人が2回休日出勤すれば職場は回る」発言は認めない！
時間外労働縮減への現場指導を明確に行うべきだ！

- ・支社として個別の事象は把握していないが、労使議論を職場に徹底していく。
- ・輸送障害対応や訓練、社員の出産育児が想定より多かったことにより車掌の時間外労働が増加している。対策として状況を勘案してバランスを見た要員配置を行っていく。

過半数代表選挙は労働基準法施行規則第6条の2に則って行うこと

変行路・休日出勤ではなく
要員を配置するべきだ！

- ・「労働基準法施行規則第6条の2」に基づき実施してきた。
- ・管理者からの圧力があつたかどうか把握していない。もし違反があれば法令に則り行っていく。

労働安全衛生法に則り充実した審議を行うこと。産業医の出席状況を明らかにすること

- ・労働安全衛生委員会は17か所で行われ、毎月1回以上開催されている。産業医は60%弱～80%強参加している。
- ・安全衛生法に則り、調査審議事項の議題に沿って行う。現場からの要求に対して委員長が最終的に判断する。
- ・安全衛生委員会設置の目的で議論をすると広い視野で何でもかんでもとはならない、調査審議事項に則り議論する。

36協定締結にあたっては、労働基準法の趣旨に踏まえ事業場単位での締結とすること

現場現実を支社が把握していない！
問題は、職場で発生している！
問題が発生している職場で
解決に向けた議論をするべきだ！

- ・交渉単位である支社—地本間が望ましく、法律からも逸脱していない。交渉単位がベターであり望ましい。

労働時間は原則1日8時間・1週40時間以内だ！
時間外労働縮減に向け会社は職場現実に関心をもち責任を持つべきだ！